



～自主的な学習機会を応援します～

湧別町生涯学習振興奨励事業補助金

グループ・サークル単位で、広く町民に対して学習会や演奏会の機会を提供するなど、交流や情報交換、つながりづくりに向けた地域活動の取り組みに対し、町が公益性や公平性を審査し、かかる経費の一部を補助します。仲間とともに主体的な活動にチャレンジしてみませんか？

補助要件は以下のとおり。補助申請を希望する場合は、周知期間を考慮し、少なくとも開催日の1ヶ月前までにご連絡下さい。



補助対象団体は

町民5人以上のグループ・サークルなどです。個人の場合は申請できませんので、仲間を5人以上集めて、申請をお願いします。

補助金の額は

補助対象経費の原則4分の3以内（上限10万円）が支給されます。

但し、参加料等の収入実績が予算額より増えた場合は、補助金を減額する場合があります。

対象となる経費は

謝金・消耗品費・印刷製本費・保険料・施設使用料などです。

但し、謝金については限度額があり、グループ内のメンバーや関係者に支払うものについては対象外となります。

条件を満たせばこんな事業も対象になります！

- ・サークルの発表会を行いたい！
- ・イベントの一環として学習会をしたい！
- ・〇〇さんの演奏会を応援したい！
- ・〇〇先生の講演を聞いてみたい！

※上記の要件の他に「湧別町生涯学習振興奨励事業補助金交付要綱」にて定められているものがありますので、詳しくはご相談下さい。

～お問い合わせ先～

湧別町教育委員会社会教育課(文化センターさざ波内)

TEL 5-3132 FAX 5-3710

mail shakyo@town.yubetsu.lg.jp

●補助対象団体チェック (全て「はい」となる場合に対象となります)

①町民5人以上の団体ですか？ はい ・ いいえ
(町外の方がいても、町民が5人以上の団体であれば対象となります)

②政治・宗教及び営利を目的としていない団体ですか？ はい ・ いいえ
(参加料等の収入が補助対象経費を上回った場合は対象外となります)

③広く町民が参加できる事業ですか？ はい ・ いいえ
(一部の方のみの参加を対象とした事業は対象外となります)

※上記の他、事業内容を補助要綱の定めに照らし合わせ、個別に認定審査いたします。また、同一年度内に応募多数となった場合、調整が必要となることがあります。

(目的) 町民一人ひとりが、自主的・自発的に学習活動ができ、ゆとりと生きがいのある生活を送ることができるよう、地域住民のニーズに対応した生涯学習活動を進める団体に対し、これに係る経費の一部を補助し、生涯学習の振興を図ることを目的とする。

●補助対象経費 Q & A

Q：補助対象経費はどのようなものになりますか？

A：諸謝金（講師謝礼など ※グループ内のメンバーや関係者への謝金・旅費は対象外）

旅費（講師の旅費など）

消耗品費（事業実施に必要な消耗品費 ※参加者の材料費は対象外）

印刷製本費（チラシ・ポスター・資料などの印刷費）

保険料（事業実施に係る保険料）

通信費（郵送料など）

使用料及び賃借料（施設使用料、音響設備使用料など）

Q：補助金はいくらもらえますか？

A：事業内容や実績額（申請時は予算額）によります。

補助対象経費の4分の3以内、講師の居住地により限度額の設定があります

限度額について 講演等：町内5千円以内、遠軽地区1万円以内、管内2万円以内、道内外10万円以内、

講習会・教室等：1回につき2～3時間で5回を限度、1時間あたり2千円及び交通費相当分（但し町内は交通費は支給しない）

例えば、学習会だと以下のような例となります。

収入	金額	説明
参加料	35,000	1,000円×35人
補助金	87,000	町より
自己資金	10,500	
計	132,500	

支出	金額	備考
講師謝礼	60,000	札幌市〇〇さん
消耗品費	20,000	
広告費	37,000	広告作成・折込
使用料	5,500	施設使用料
研修旅費	10,000	運営者の旅費は補助対象外
計	132,500	(補助対象は122,500円)

満度補助額は、 $122,500円 \times 3/4 = 91,875円 \approx 91,000円$

※但し、補助金額の上限は100,000円…①

かつ、補助金額は、補助対象経費から参加料等の収入を除いた額を超えられないため、

$122,500円 - 35,000円 = 87,500円 \approx 87,000円$ …② (補助額は①と②の低い方)

(令和2年5月14日改訂)